

昭和58年5月12日 参・文教委員会

○説明員（高岡完治君） 今回の改正法案のこの制度の改正は、**内閣総理大臣の任命制をとるということが目的では毛頭ございません。選挙制を推薦制に変えるというのが今回の改正法案の骨子でございます。**先ほど御説明申し上げましたように、推薦制をとるがために国家公務員としての位置づけをされております**日本学術会員が、その法的地位を獲得するためには何らかの入口をあげ、中に引き入れるという行為が法的には必要になってくるわけでございます、そういう随伴する行為として内閣総理大臣の任命というものを考えたわけでございます。したがって、申し上げるまでもなくそれは形式的任命**という事でございまして、これは先ほども総理からお答えになりましたとおりでございます。

○国務大臣（中曽根康弘君） これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、**政府が行うのは形式的任命にすぎません。**したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、**政府の行為は形式的行為**であるとお考えくだされば、**学問の自由独立というものはあくまで保障されるもの**と考えております。

○粕谷照美君

・・・学術会議の独立性というものが侵されはしないだろうか、こういう心配を持つものですから、何度も何度も念を押しているわけです。そうしますと、いままで行われた二度の国立大学長の拒否事件が起きないという保証はこの法律の中にどこに含まれていますか。どこのところを読んだら、ああなるほど大丈夫なんだと理解ができるんですか。

○説明員（高岡完治君）

ただいま御審議いただいております法案の第七条第二項の規定に基づきまして内閣総理大臣が形式的な任命行為を行うということになるわけでございます・・・「会員は、第二十二条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。」という表現になっておりますて、・・・二百十人の会員が研連から推薦されてまいりまして、それをそのとおりに内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにこの条文を私どもは解釈をしておるところでございます。この点につきましては、内閣法制局におきます法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところでございます。

昭和58年5月12日 参・文教委員会

○粕谷照美君

たった一人の国立大学の学長とは違う、セットで二百十人だから、そのうちの一人はいけませんとか、二人はいけませんというようなことはいという説明になるのですか。セットで二百十人全部を任命するということになるのですか。

○説明員（高岡完治君）

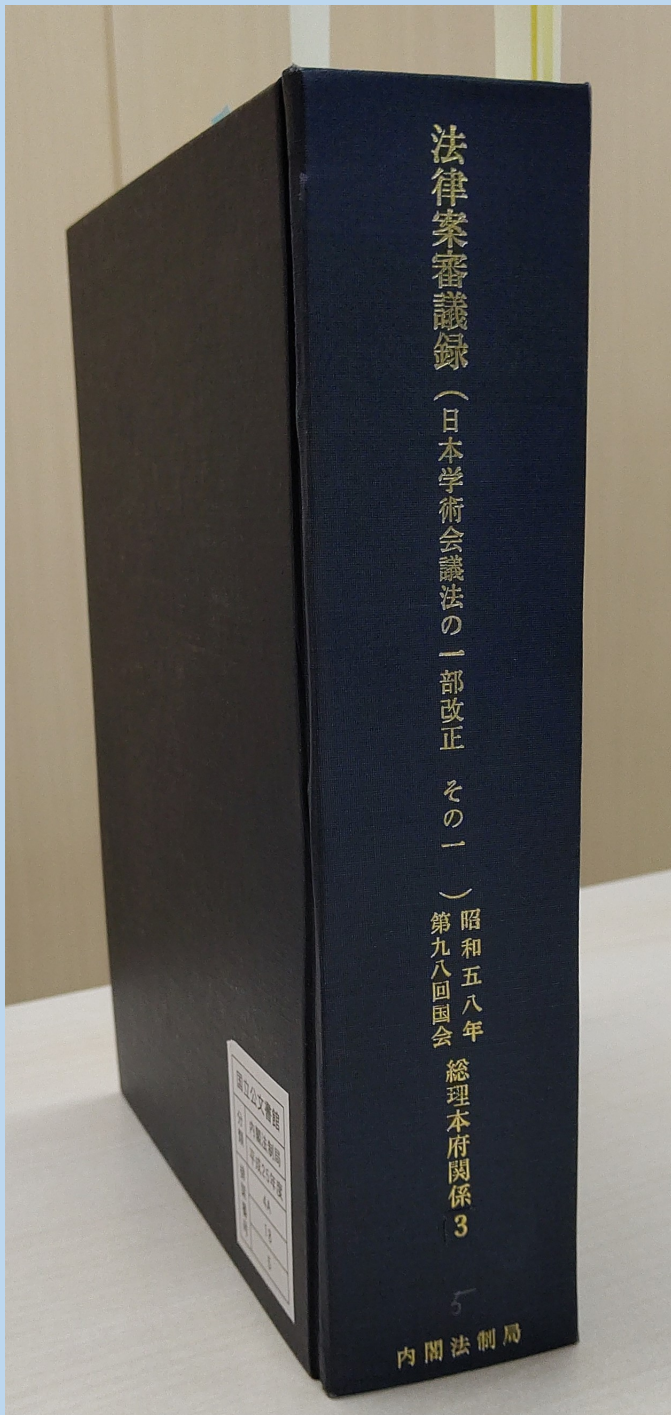
そういうことではございませんで、この条文の読み方といたしまして、推薦に基づいて、ぎりぎりした法解釈論として申し上げれば、その文言を解釈すれば、その中身が二百人であれ、あるいは一人であれ、形式的な任命行為になると、こういうことでございます。

○粕谷照美君

法解釈では絶対に大丈夫だと、こう理解してよろしゅうございますね。

○説明員（高岡完治君）

繰り返しになりますけれども、法律案審査の段階におきまして、内閣法制局の担当参事官と十分その点は私も詰めたところでございます。



出典：国立公文書資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正 その一及びその二 昭和五九年第九八回国会 総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

79②

3/25 171? - 12140

高岡 外 1

高岡 外 1

に	第	改	日	日	法
改	七	正	本	本	律
め	条	す	学	学	第
る	第	る	術	術	
。	一	。	会	会	
	項		議	議	
	中		法	法	
	「		へ	の	
	選		昭	一	
	挙		和	部	
	さ		二	を	
	れ		十	改	
	た		三		
	レ		年		

出典：国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正 その一 昭和五九年第九八回国会 総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

作を会員推薦管理会に備える名簿に登録しなければならぬ。

4 会員推薦管理会は、前項の規定により登録した団体が第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、当該団体の登録を取り消すものとする。

第十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により届け出られた会員候補者であると認定したもののうちから、前条第三項の規定により登録された団体が指名した者（当該団体に所属する科学者に限る。）が研究連絡委員会の区分ごとに政令で定めるところにより選出した者を会員に任命する。

内閣総理大臣は、会員が任期中に欠けたときは、前項の規定による差出の際にあらかじめ決定された者を会員に任命する。

第十九条 内閣総理大臣は、第十五条第二項第一号に規定する推薦として、
にそのうち規則で定める研究連絡委員会の委員としようとする者が、政令で
定めるところにより、それらの者が委員としようとする研究連絡委員会の専
位により、第十八条第一項の規定による登録を受け、団体であつて当該
研究連絡委員会に關連するものから同条第三項の規定により、應じらる
に委員の候補者で、会員推薦委員会が第十七条第一項に規定する者である
と決定したもののうちから推薦し、その者を委員に任命する。

各段
何れ
規則

第七條及び第十九條 別條

取扱注意

第七條第一項中「選挙之次」と別り、「会員」を「会員」に改め、
同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同項の前
に次の二項を加える。

4 会員は、再任をされることができる。
5 会員の在任期間は、通して九年を越えることはできず、ただし、任
期の途中において九年に達したときは、その任期の終了するまでの間、
在任することができる。

第七條第二項三号を次のように改め、同項を同条第三項とする。
ただし、補充の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七條第一項の次に次の一項を加える。

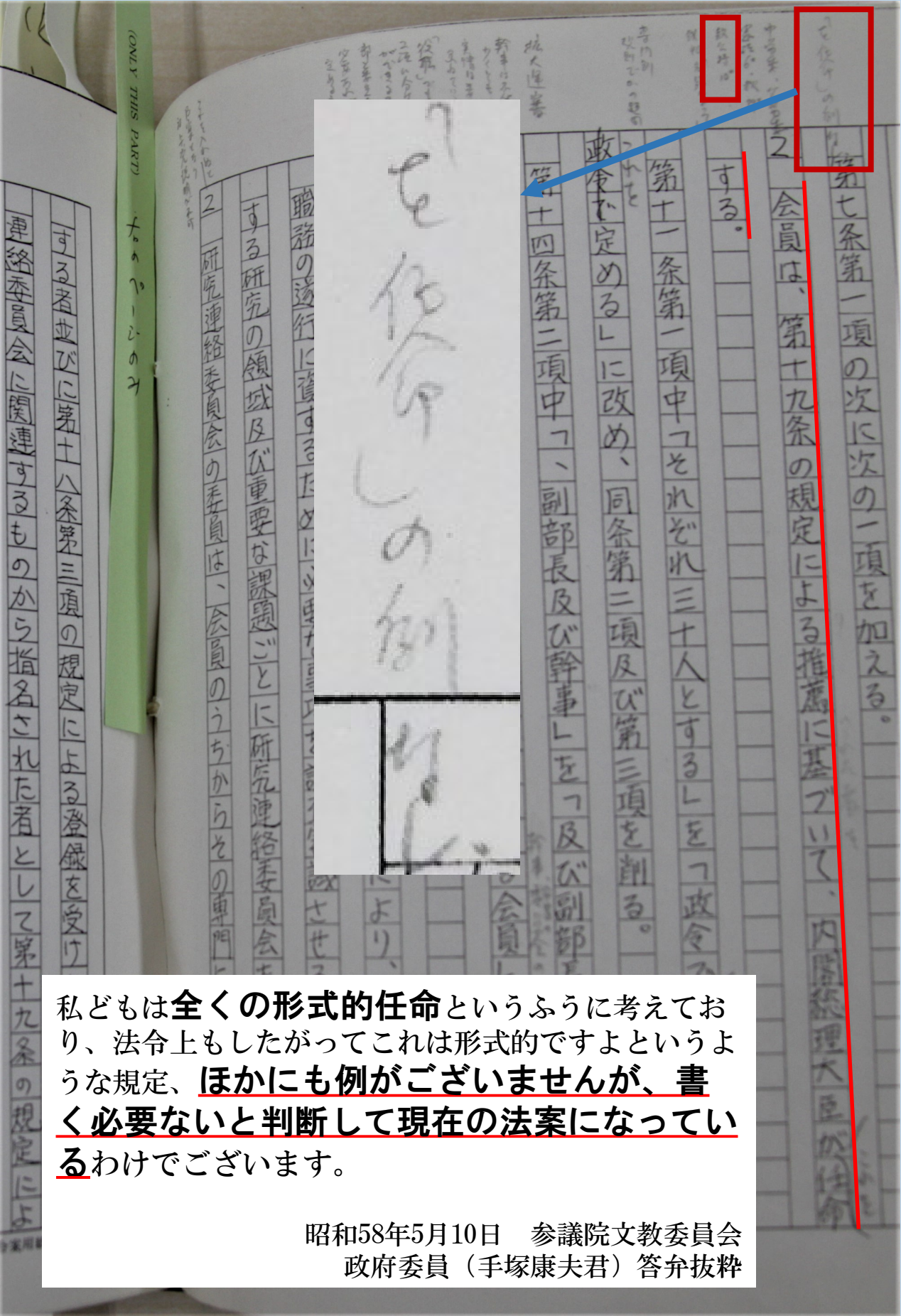
2 会員は、第十九條の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命
する。

第七條及び第十九條 別條

注意

第七條第一項中「選挙之次」

出典：国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正 その一 昭和五九年第九八回国会 総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之



任命の制

私どもは**全くの形式的任命**というふうに考えており、法令上もしたがってこれは形式的ですよというように規定、ほかにも例がありませんが、書く必要ないと判断して現在の法案になっているわけでございます。

昭和58年5月10日 参議院文教委員会
政府委員（手塚康夫君）答弁抜粋

出典：国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正 その一 昭和五九年第九八回国会 総理本府関係4）より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

(問44) 内閣総理大臣による任命は、実質任命
であるのか。

(答) 内閣総理大臣は、法律上、研究連絡委員
会を同じくする登録協会から指名される
推薦人の推薦に基づいて任命を任命するこ
ととなっており、この任命は、形式的任命
である。

出典：国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正 その一 昭和五九年第九八回国会 総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

推薦制へのS58法改正の経緯

S57.1 日本学術会議改革要綱（選挙2/3、推薦1/3）

「政府の任命制（実質）とすることは全く考えられない」

S57.11 総務庁長官試案

「科学者が自主的に会員を選出することを基本とし、学会を基礎に選出した者を会員として推薦し、その者を会員とすることが適当」

S58.1 「総務庁長官試案」にもとづく学・協会推薦制の検討結果について（学術会議分科会）

「任命権をあくまで形式的任命権にとどめておかなければならない」、「実質的な任命権にならぬような法令上の根拠を明確にしておくことが不可欠」

S58.2 日本学術会議の改革について（要望）（学術会議会長）

「『試案』は…実質的任命制等をとらぬこと等を前提と理解」

S58.5.10（法案審議） 久保亮五 学術会議会長 国会答弁

「形式的に総理によって任命されるということで、実質的任命を意味しないと理解」

S58.9（法案成立後）日本学術会議改革委員会「法案検討分科会」報告書

「政府当局は、…第7条第2項の法技術的構造、憲法論等をあげて…形式的任命にとどまることを強調」

S59.1 日本学術会議の一部を改正する法律案について（声明） 会長案

「総理が形式的に任命」、「任命権者の実質的介入の余地がないことは法文上も明らか」

学術会議会員の任命拒否の違法立証 (法令解釈ルールの当てはめ)

法令の解釈は、

- ① 当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、
- ② 立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、
- ③ また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して

論理的に確定されるべきもの (略)

仮に、政府において、法令解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の法令解釈ひいては法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない

学術会議法「推薦に基づいて、総理が任命する」の解釈は、

学問の自由、自主・独立のため「推薦制に付随した形式的任命であり、任命拒否は不可」との趣旨として規定された文言 (S58国会答弁、想定問44)

内閣法制局の審査記録・政府答弁、国会審議・議決・附帯決議。総理府長官試案・学術会議検討結果、学術会議会長の答弁等々の形式的任命の確認・合意の経緯。

H16推薦制改正の内閣法制局審査資料で「総理の任命拒否は想定されない」との法理を再確認 (※文科大臣任命の法理不適用のS58答弁)

➡ 論理的には「総理による任命拒否は許されない(違法)」とのみ解釈可能

➡ H30解釈(任命拒否が可能)は便宜的、意図的な「法律の無視」による「違法な解釈の捏造」そのもの

政府の法令解釈のみならず、法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれる事態